渡航者の新型コロナウイルス感染症 PCR 検査

<説明＞

□ 1. PCR 検査では、新型コロナウイルスに感染しているかを調べます。

□ 2. 渡航前は鼻咽頭スワブで検査します。帰国の場合は唾液でも可能です。

□ 3. PCR 検査は、感度（感染している人が陽性と判定される確率）や特異度（感染していない人が陰性と判定される確率）に限界のある検査です。陰性結果でも後日に発症する場合があります。

□ 4. 検査結果は即日にお知らせします。証明書発行は通常は翌日ですが、即日発行も可能です。

□ 5. 日本ではこの検査は行政の管理下にあります。結果に関わらず、検査を受けた人の住所・氏名・連絡先は結果と共に当院から北九州市保健所へ報告されます。また陽性の場合は保健所からの積極的疫学調査介入が行われ、かつ、感染症法によって感染症指定医療機関への入院や自宅隔離などの措置が取られることを、十分にご理解ください。

□ 6. 入国時や入国後の対応は、渡航国の方針に従うことになります。PCR 検査の証明書は、入国を保証したり、入国後の活動制限をなくしたりする保証があるわけではありません。

検査結果が陽性の場合には陽性証明書を発行いたします。
お支払い頂いた検査料と診断書作成料は返金いたしません。

医療法人　鈴木眼科クリニック

<同意書>

私は、海外渡航・入国を目的とした新型コロナウイルス感染症 PCR 検査について、鈴木眼科の説明を十分に理解しました。よって、自らの判断で本 PCR 検査を受ける事を希望いたします。尚、検査の結果が陽性になった場合は、感染症法に則り、保健所の指示に従うことについても同意します。

年　　月　　日（　　時　　分）

検査を受ける人の氏名（自署）：

代諾者（保護者、または日本語アシスタント）の氏名（自署）：　　続柄：

検査を受ける人の住所、または滞在先

検査を受ける人のメールアドレスと携帯電話番号